

ほっかいどう 社会資本整備の重点化方針

平成25年 6月改訂
〈平成20年12月策定〉

目 次

はじめに

1 策定の趣旨	1
2 方針の役割	1
3 対象とする社会資本	1
4 方針の構成	2
5 道民意向等の把握	3
(1) 市町村等からの意見聴取	3
(2) パブリックコメントの実施	3
(3) 関係団体に対するアンケート調査の実施	3

基本方針編

1 社会資本整備を巡る現状と課題	
(1) 時代の潮流	5
(2) 北海道の現状と課題	6
(3) 社会資本整備の現状と課題	9
(4) 道における新たな動き	14
2 今後の社会資本整備のめざす方向	
(1) 基本姿勢	15
(2) 今後の社会資本整備のめざす方向	15
(3) 重視すべき視点	16
3 重視すべき視点に立った社会資本整備の取組	
(1) 多様なネットワークに支えられた持続可能で活力ある地域づくり	17
(2) 個性豊かで国内外を魅了する地域づくり	17
(3) 人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造	17
(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築	18
(5) ゆとりと安心を実感できる暮らしの形成	18
(6) 強靱な国づくりに貢献するバックアップ拠点の形成	18
4 社会資本整備における「選択と集中」の具体化	
(1) 施策優先度	20
(2) 事業優先度	20
5 方針に沿った社会資本整備の推進	
(1) 社会資本整備に当たっての基本的な取組	20
(2) 推進体制	22
(3) 推進の方法	22
(4) 推進管理	22

施策・事業優先度編

1 施策優先度

(1) 施策優先度設定の考え方	24
ア 対象とする施策	24
イ 施策優先度の区分	24
(2) 全道優先度	24
ア 優先度設定の視点	25
イ 施策優先度設定の仕組み	26
(3) 地域優先度	26
ア 優先度設定の視点	26
(4) 道民意向の反映	26
(5) 施策優先度の設定結果	27
(6) 施策優先度の活用	27

2 事業優先度

(1) 事業優先度設定の考え方	28
ア 対象とする事業	28
イ 事業優先度の区分	28
ウ 事業優先度設定の仕組み	28
(2) 事業のランクの考え方	29
ア 事業のランクの設定	29
イ 事業のランクの基本的な視点	29
ウ 事業のランクの区分	29
(3) 事業優先度の設定結果	30
(4) 事業優先度の活用	30

<別表 1>

施策優先度	31
-------	----

<参考資料>

1 方針策定の経過等

(1) 策定経過	36
(2) 「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」検討委員会委員名簿	37

はじめに

1 策定の趣旨

道においては、平成17年度から平成19年度までの3年間を重点化の対象とする「北海道社会資本整備重点化プラン」を策定し、限られた財源の中で北海道にとって必要な社会資本の効果的・重点的な整備の推進に努めてきました。

また、平成20年度からのおおむね10年間の道政の基本的な方向性を示す「新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）」の策定を踏まえ、それまでの「北海道社会資本整備重点化プラン」に替わる、新たな社会資本整備の方針を「新・北海道総合計画」の特定分野別計画と位置づけ、平成20年12月「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」として策定しました。

道では、この方針に沿って、社会資本の戦略的・効果的な整備に向け、交通基盤施設、国土保全施設などの整備を進めてきましたが、平成23年3月に東日本大震災が発生し、国の「防災基本計画」や「社会資本整備重点計画」が見直されるとともに、道においても平成24年6月に「北海道地域防災計画」の修正や太平洋沿岸の津波浸水予測図の見直しを行ったほか、我が国全体の大災害に備える「バックアップ拠点構想」を策定しました。さらに、北海道新幹線の札幌延伸決定や「フード特区」の指定など本道の社会資本整備を取り巻く大きな環境の変化があったことなどから、この度方針全体の見直しを行うこととしました。

2 方針の役割

道財政を巡る情勢が極めて厳しい状況が続く中、道においては、持続可能な行財政構造の確立に向けて、「新たな行財政改革の取組み」を改訂し、新たな収支対策の取組として、公共事業費等の投資的経費についても、平成26年度までの7年間の推進期間において、計画的な縮減を図ることとしました。

このような中、この方針は、平成20年度の策定以降、おおむね10年間の社会資本整備の基本的な考え方を示すとともに、限られた財源を中長期的な視点に立って、必要性・優先性の高い施策・事業に振り向けるという「選択と集中」の観点をより一層明確にし、毎年度の国費予算要望や道の予算編成に反映させるなど、北海道にとって必要な社会資本整備を着実に進めるための指針としての役割を担うものです。

3 対象とする社会資本

この方針で対象とする社会資本は、「新・北海道総合計画」に盛り込まれている次のような生活や産業を支える社会的な施設（関連施設や類似施設を含む）としています。

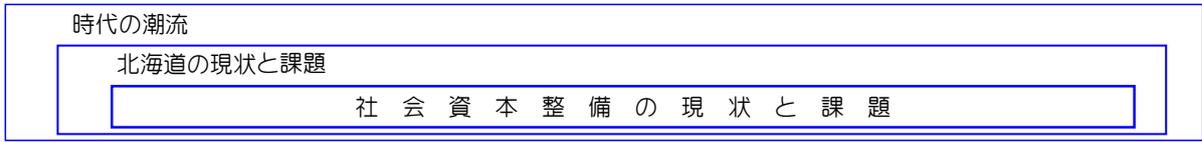
- ・生活基盤：公園、上下水道、公営住宅、送電施設など
- ・保健・医療・福祉基盤：病院、介護老人福祉施設など
- ・農林水産基盤：農地、農業用施設、漁港、漁場、流通・加工・貯蔵施設など
- ・環境基盤：森林、リサイクル施設、廃棄物処理施設、家畜ふん尿処理施設、など
- ・観光基盤：道路標識、案内板、休憩施設、自然体験型レクリエーション施設など
- ・高度情報通信基盤：光ファイバー網、防災情報や交通情報を提供するシステムなど
- ・交通基盤：道路、空港、港湾、鉄道など
- ・国土保全基盤：治山・治水、海岸保全、砂防施設など
- ・教育・文化基盤：学校、文化施設など

4 方針の構成

この方針は、「基本方針」編と「施策・事業優先度」編の2部構成としています。

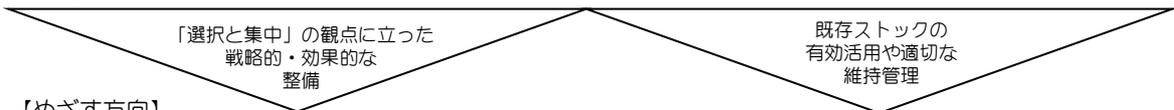
基本方針編

1 社会資本整備を巡る現状と課題



2 今後の社会資本整備のめざす方向

【基本姿勢】



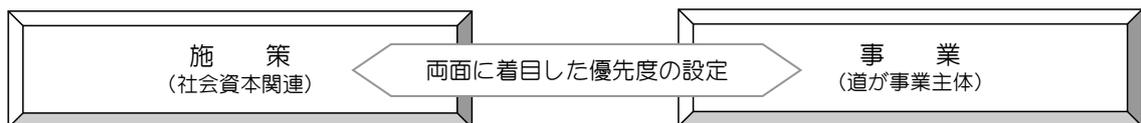
【めざす方向】



3 重視すべき視点に立った社会資本整備の取組



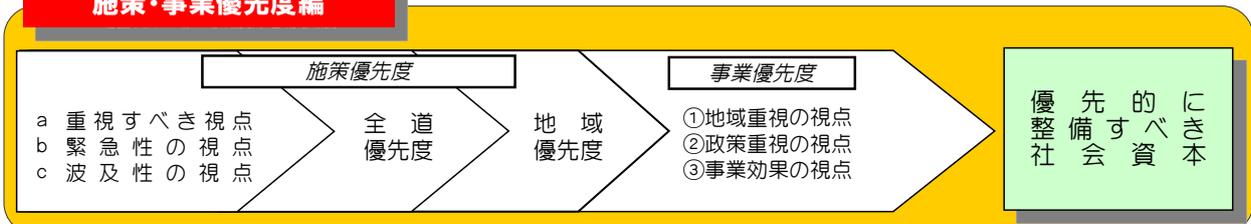
4 社会資本整備における「選択と集中」の具体化



5 方針に沿った社会資本整備の推進

- (1) 基本的な取組 (2) 推進体制 (3) 推進の方法 (4) 推進管理

施策・事業優先度編



※「施策・事業優先度」編における施策・事業優先度は、3年から4年ごとに点検・評価を行い、見直しを図ります。

5 道民意向等の把握

平成25年6月の改訂に当たっては、道民の意向を把握するため、「市町村等からの意見聴取」、「パブリックコメント」、「関係団体に対するアンケート調査」を実施しています。

※平成20年12月の方針策定時には、このほかに「道民ニーズ調査等の分析（「新・北海道総合計画」策定時のアンケート調査結果の分析）」や、「グループインタビュー（座談会形式の聞き取り調査）」を実施しました。

（1）市町村等からの意見聴取

この方針は、地域の意向を反映するため、市町村等に対して意見照会を行うなど、市町村等の意見を考慮した上で策定しています。

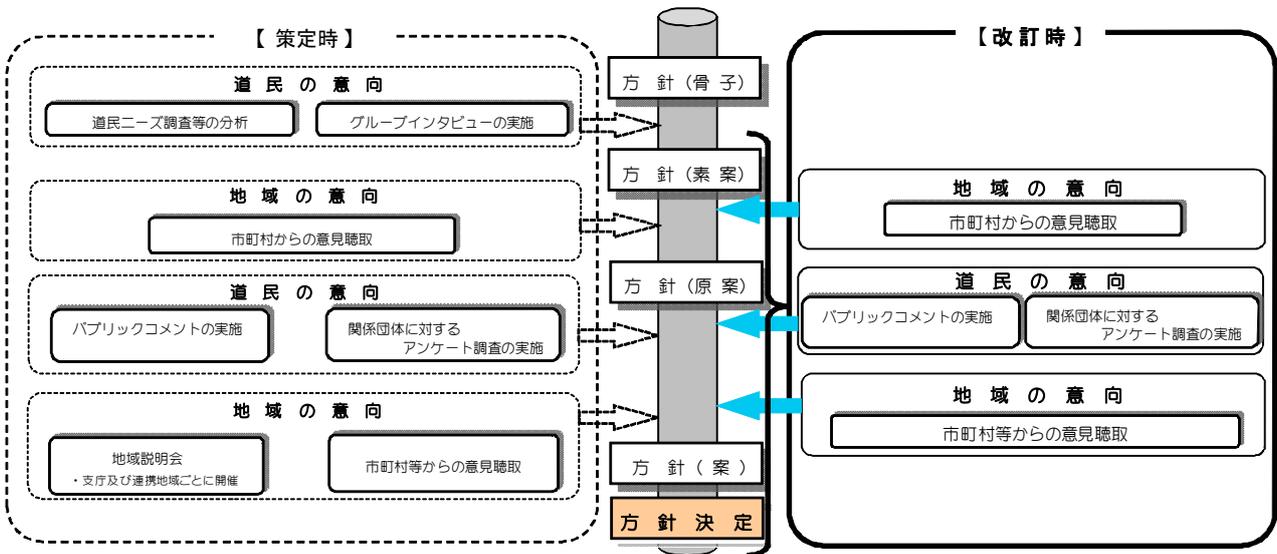
（2）パブリックコメントの実施

この方針は、広く道民の方々の多様な意見を反映するため、道が定める道民意見提出手続きに基づき、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見等を考慮した上で策定しています。

（3）関係団体に対するアンケート調査の実施

この方針は、広く道民の方々の多様な意見を反映するため、社会資本整備に関連の深い全道的な団体を対象として、アンケート調査を実施し、寄せられた意見等を考慮した上で策定しています。

【道民意向等の把握】



基本方針編

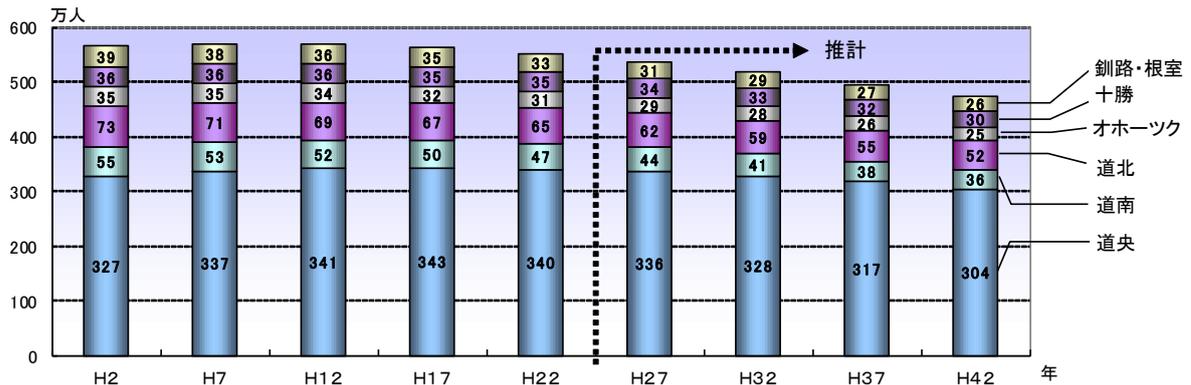
1 社会資本整備を巡る現状と課題

(1) 時代の潮流

ア 人口減少・超高齢社会の到来

- ・人口減少・超高齢社会の到来により高齢化率は長期的に上昇すると予想され、労働力人口の不足やコミュニティ機能の低下などが懸念されています。
- ・本道は全国を上回るスピードで人口減少・高齢化が進んでおり、広域分散型の地域構造からも多くの課題があります。

◆圏域別人口の推移

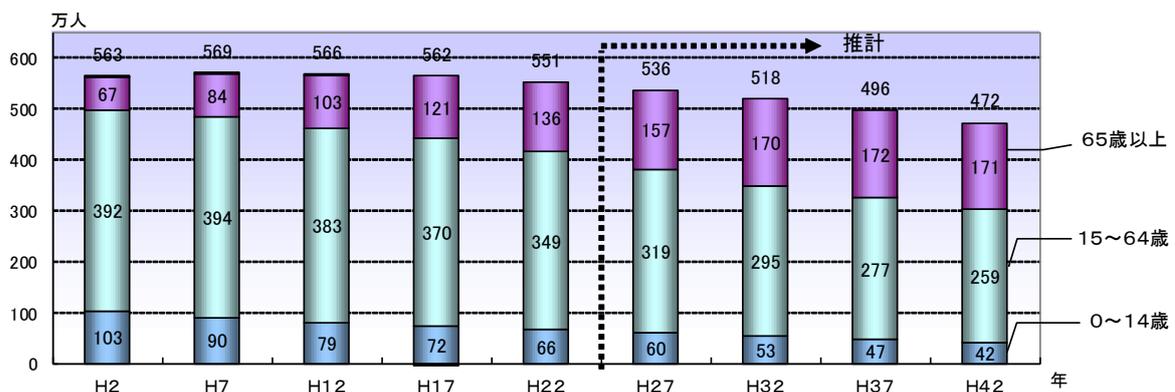


出典：国勢調査（総務省）（～H22）

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成25年3月推計）（H27～）

（注）圏域は、「新・北海道総合計画（ほっかいどう未来創造プラン）」における、6つの連携地域の区分による

◆人口（年齢階層別人口）の推移



出典：国勢調査（総務省）（～H22）

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成25年3月推計）（H27～）

イ グローバル化の進展

- ・国境を越えた経済活動や市場の拡大等を背景に、経済、情報など様々な分野で地球規模のネットワーク化が進む中、市場競争の激化や地域間の格差が拡大しています。
- ・中国、ロシア極東をはじめとした北東アジアやA S E A N諸国などアジアの経済成長を積極的に取り込み、外国人観光客の増加や農水産物の輸出拡大を本道経済の活性化につなげるた

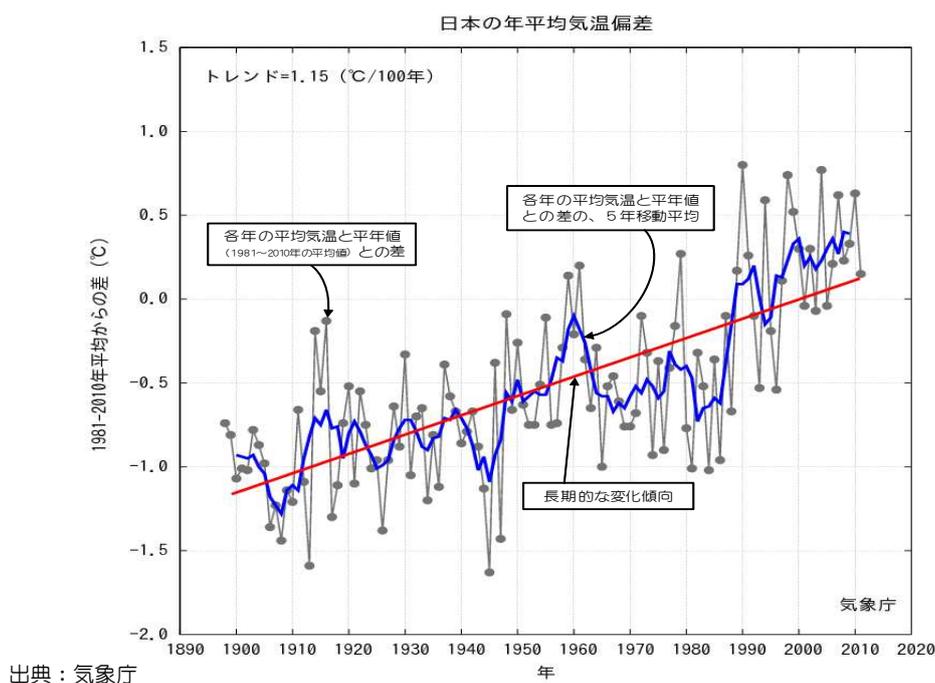
め、空港や港湾などの拠点機能の強化や効率的なネットワークの形成などにより、本道産業の国際競争力を高めることが必要となっています。

- ・新千歳空港では、LCC（ローコストキャリア）が平成23年5月に国際定期便、平成24年3月に国内定期便の運航をそれぞれ開始したほか、平成24年10月にはバンコク（タイ）やハワイへの直行便が就航して、新たな航空需要が創出され、本道の観光振興や経済の一層の活性化が期待されています。

ウ 深刻化する地球環境・資源エネルギー問題

- ・地球温暖化などの環境問題や食料、水、エネルギー需給のひっ迫など、地球規模での問題が顕在化しており、持続可能な社会システムへの転換が一層重要な課題となっています。
- ・地球温暖化によってもたらされる気温上昇や海面上昇による洪水・土砂災害、沿岸災害の増加が懸念されています。
- ・本道は優れた自然環境や高い食料供給力などを活かし、環境と調和した持続可能な経済社会のモデルの形成など国内外に対する積極的な役割が期待されています。
- ・福島第一原発事故を機に原子力防災対策の徹底した強化が求められるとともに、太陽光、風力などの再生可能エネルギー資源に加え、LNG（液化天然ガス）など環境負荷の少ないエネルギー資源が再評価されています。

◆日本の年平均気温平年差



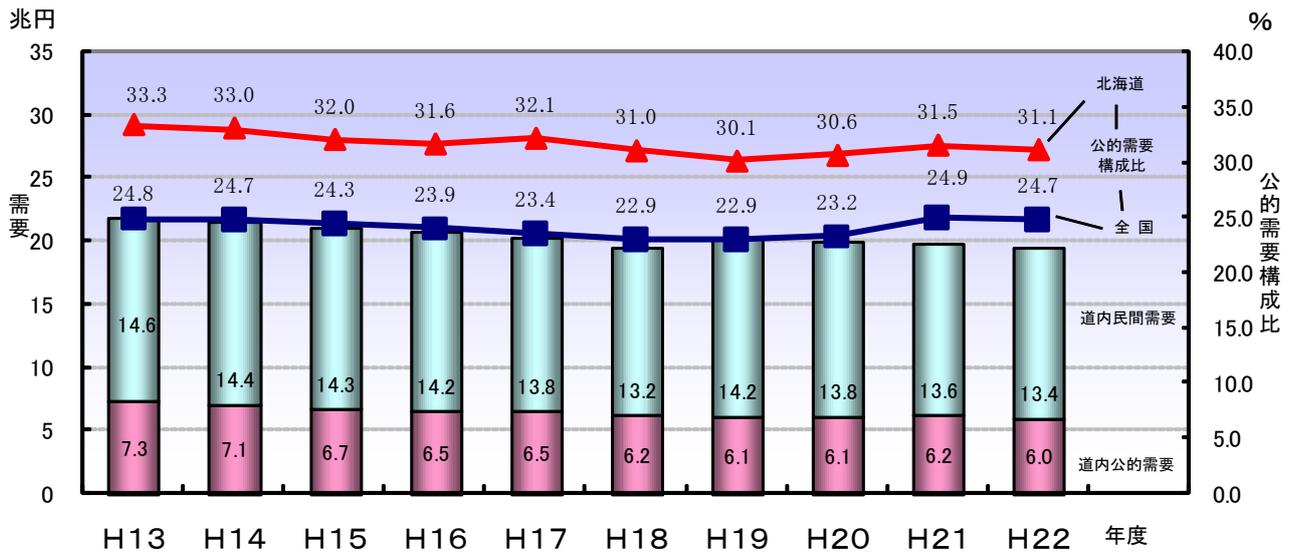
(2) 北海道の現状と課題

ア 経済・産業

〈現状〉

- ・公的需への依存度が高く、高付加価値を生み出す製造業の比率が低い経済・産業構造となっています。
- ・農林水産業や地域の商工業の担い手の減少・高齢化、全国平均を上回る完全失業率となっています。

◆公的・民間需要（名目）の推移



出典：北海道経済要覧【2012（平成24年）/第28版】（北海道総合政策部）
 （注）公的需要構成比＝公的需要÷（公的需要＋民間需要）

〈課題〉

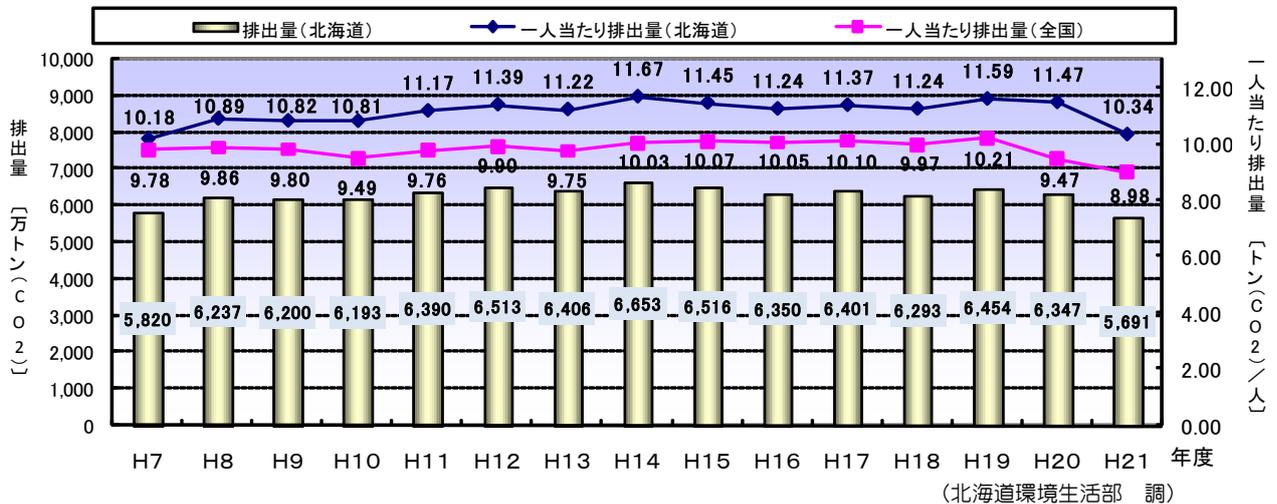
- ・物やサービスの付加価値の向上やものづくり産業の集積促進、域内調達・消費の拡大が必要となっています。
- ・高度化・専門化する産業に対応した人材を育成するとともに、若年者や高齢者の就業を拡大する必要があります。

イ 暮らしと環境

〈現状〉

- ・医療、年金など暮らしの先行きに対する不安の高まり、人口減少などによるコミュニティ機能の低下が懸念されています。
- ・知床や釧路湿原などの優れた自然環境を有する反面、温室効果ガスやごみの一人当たりの排出量が全国平均を上回っています。

◆北海道と全国の一人当たりの二酸化炭素排出量の推移



〈課題〉

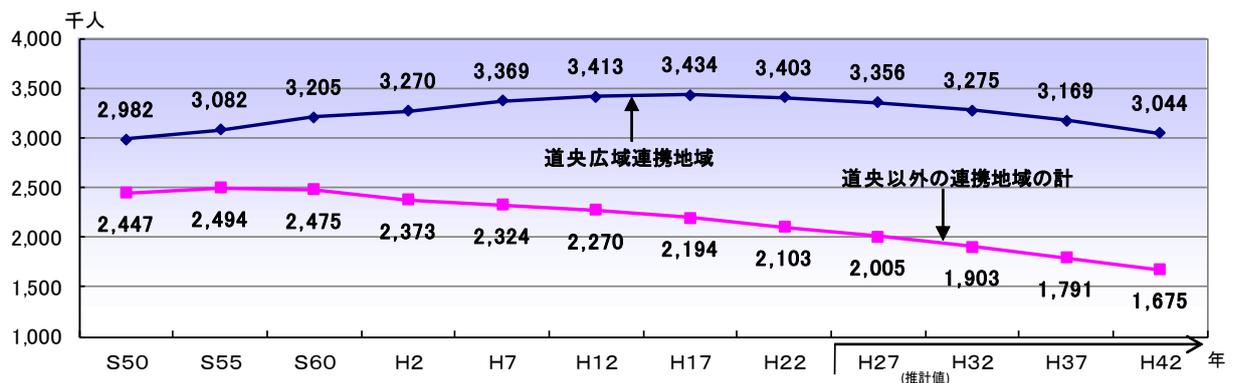
- ・高度化・多様化する保健・医療・福祉ニーズに対応するとともに、防災・防犯など暮らしの安全・安心を確保する必要があります。
- ・豊かな自然環境の保護と利用の両立・推進、温室効果ガス差引排出量の削減や廃棄物の抑制と物質循環の確保が必要となっています。
- ・冬を快適に過ごすための生活環境を整備する必要があります。

ウ 地域

〈現状〉

- ・札幌市周辺をはじめとする都市部への人口集中と地方の人口減少や雇用環境などの地域間格差の拡大が生じています。
- ・本道では、全国に比べて人口減少・高齢化が急速に進行しており、集落の機能低下などが問題となっています。
- ・逼迫した財政状況の中、コミュニティ・生活や産業・雇用、環境などの各分野にわたる地域の課題解決に向け、北海道らしい持続可能な地域づくりが求められています。
- ・道から市町村への権限移譲の推進や道州制特区推進法に基づく事務事業の移譲など、地域主権に向けた動きが広がっています。

◆道央広域連携地域等の人口推移と見込み



出典：国勢調査（総務省）（～H22）

日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、平成25年3月推計）（H27～）

〈課題〉

- ・広域的なまとまりの中で地域が連携・補完し合う仕組みづくりや、住民、NPO、企業、行政などの多様な主体の協働による地域づくりを推進する必要があります。
- ・道州制を展望した地域主権型社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- ・集落機能の維持確保に向けて、地域住民、市町村、道、国など関係する主体が問題意識を共有し、個々の集落の特性に応じた取組を市町村とともに進める必要があります。
- ・北海道は広域分散、散居型の市街地構造であることを認識しつつ、それぞれのまちの特性に合った都市機能が集約され、建物の省エネ化や社会基盤の共同化、新エネルギーを活用した域内循環型のしくみなどにより、持続可能な地域運営がなされるコンパクトなまちづくりを目指す必要があります。

(3) 社会資本整備の現状と課題

北海道は国内の他地域に比べ、広大な面積を有し都市が点在しているため、物流・移動を自動車交通に大きく依存しています。また、我が国最大の食料供給地域として重要な役割を担っており、その持続的発展のために物流、交通、農林水産業等に関わる基盤整備が不可欠となっています。

さらには、近年、地震や津波、台風や低気圧などによる自然災害が頻発し、住民生活や経済活動に大きな影響を与えていることから、道民が安全で安心して生活できる基盤の整備も重要です。

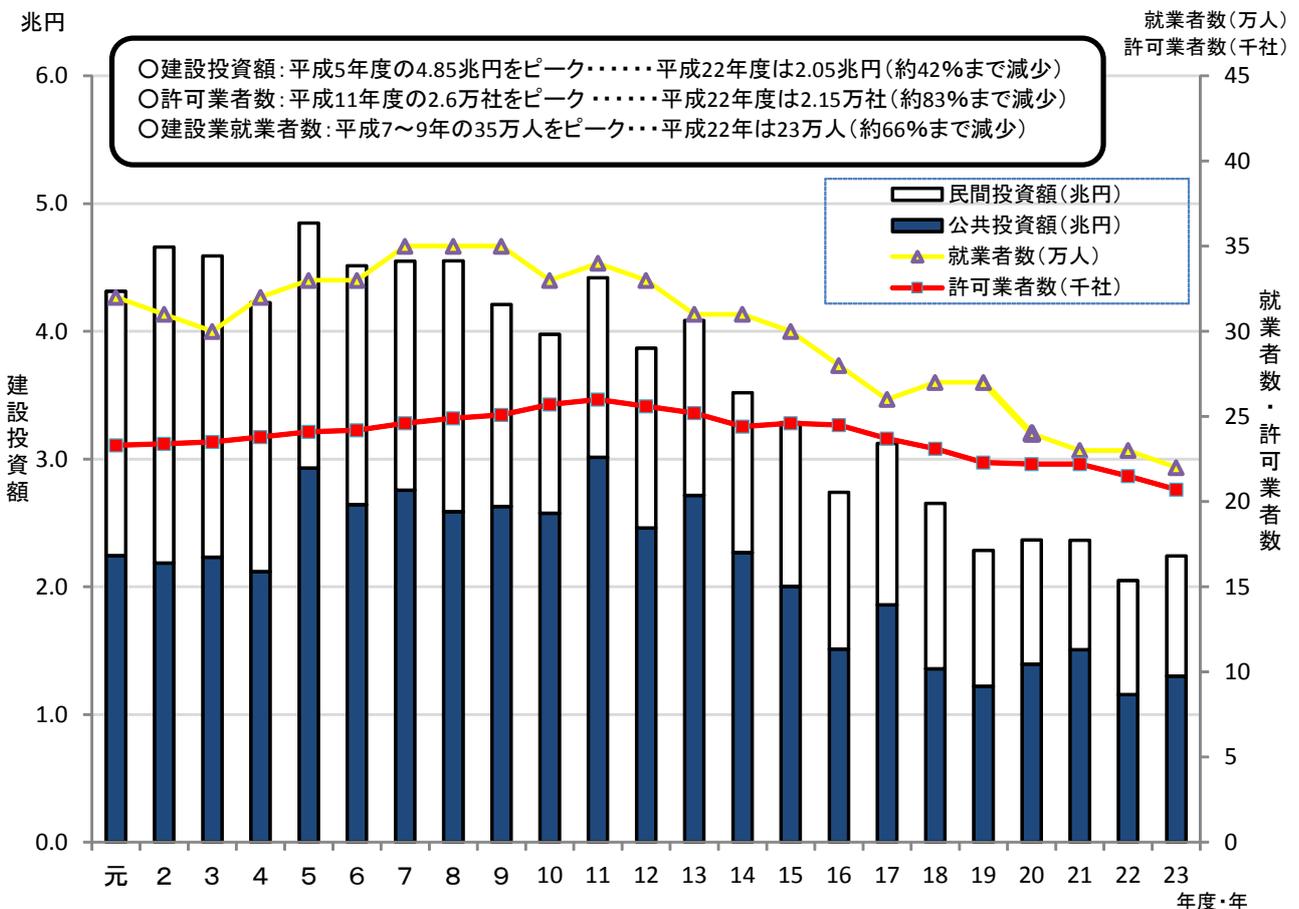
このように、北海道における社会資本の持つ意義は大きく、また十分とは言えないことから、今後、既存施設の有効活用や環境への配慮といった視点を踏まえつつ、北海道や道内各地域にとって必要な社会資本を着実に整備していく必要があります。

ア 社会資本への投資余力の減少等

(現状)

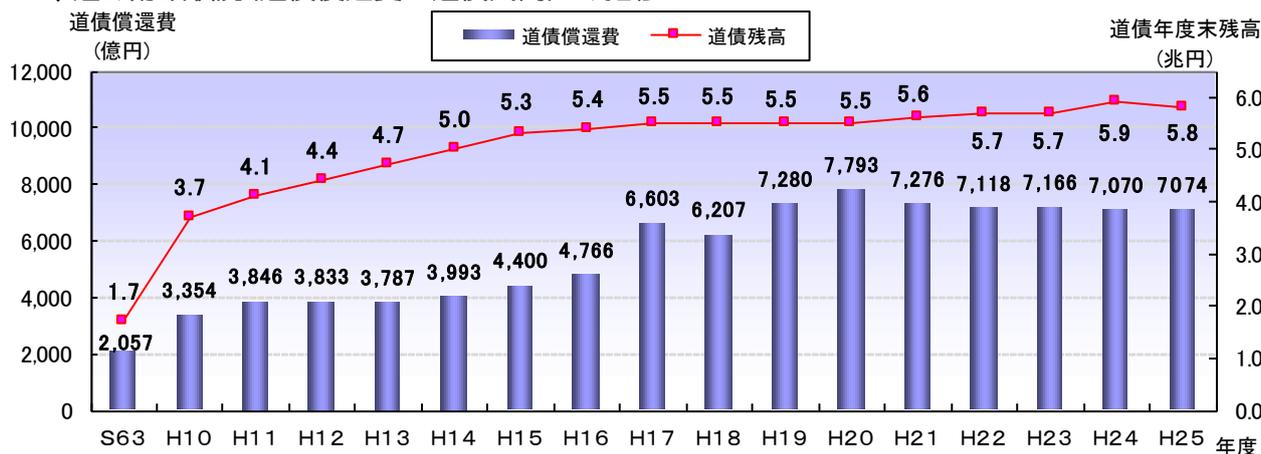
- ・人口減少や高齢化の進行による租税収入の減少や社会保障費の増加などが懸念されています。
- ・道においては、道財政の健全化に向け、公共事業費等の投資的経費について計画的な縮減が行われています。また、市町村においても、公共事業の抑制や事業規模の見直しなどにより投資的経費は減少しています。

◆北海道における建設投資額・許可業者数・就業者数の推移



出典：建設投資額：建設総合統計（国土交通省）、建設業就業者数：労働力調査（総務省）
許可業者数：北海道建設部 調

◆道の財政状況(道債償還費・道債残高)の推移



出典：平成25年度予算の概要（北海道総務部）

(注) 1 ～H23年度は決算額、H24、25は予算額

2 国費により償還財源が補てんされるNTT債等は含まない

3 道債残高は年度末見込みの数値（千億円未満切捨て）

〈課題〉

- 限られた財源を中長期的な視点で必要性・優先性の高い事業に振り向けるという「選択と集中」の観点を、より一層明確にしていくことが必要となっています。

イ 維持管理・更新に要する費用の増加

〈現状〉

- 高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化により、こうした既存ストックの維持管理・更新に要する費用の増加が懸念されます。
- 厳しい財政状況の中、道路や河川などの維持管理水準を確保するため、施設の利用状況等を踏まえた維持管理の実施など効率的・効果的な維持管理の取り組みを進めています。
- 橋梁や樋門・樋管などの長寿命化計画を策定し、計画的に維持修繕を進めることで、更新費用の平準化に取り組んでいます。

〈課題〉

- 平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を契機に社会資本の維持管理がより一層注目されるなか、高度経済成長期に集中して整備された橋梁など社会資本の老朽化が進み、既存ストックの損傷等の発生に対して、迅速かつ適切な維持管理が求められています。
- 計画的な維持修繕による既存ストックの長寿命化を進め、更新費用の平準化や将来費用の縮減に取り組む必要があります。

【北海道が管理する既存施設の状況】



ウ 地域の生活・産業に必要な交通の確保

〈現状〉

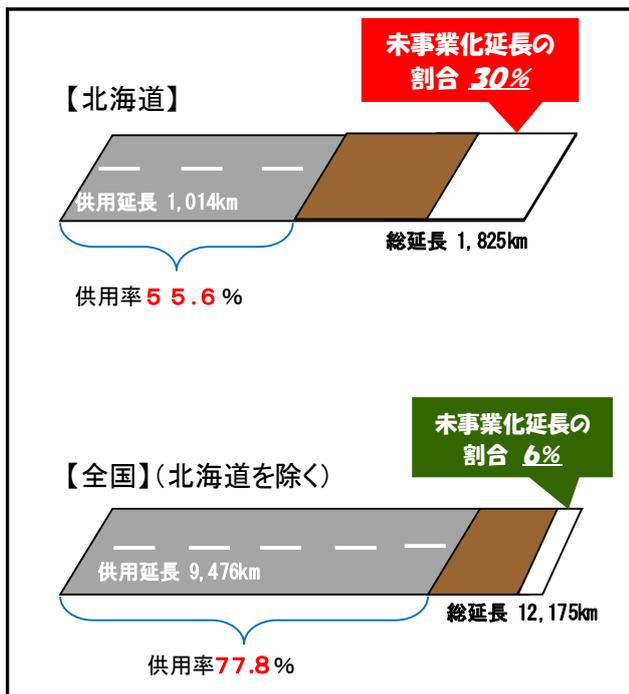
- 高規格幹線道路網の整備状況（平成25年3月現在）は、北海道を除く全国が約78%の供用率であるのに対して、北海道は約56%にとどまっています。

さらに未事業化延長の割合は、北海道を除く全国がわずかに約6%であるのに対して、北海道は未だ約30%と大幅に事業化が遅れています。また、平成23年度に北海道横断自動車道（夕張～占冠）が開通し、道央圏と道東圏が結ばれたことにより、ネットワークの強化が図られましたが、他県の県庁所在地に匹敵する人口10万人以上の地方の中核都市である函館市、釧路市、北見市が未だにネットワーク化されていない状況にあります。

- 北海道新幹線は、平成27年度末までの開業に向けて工事が着実に進められています。また、平成24年6月に札幌延伸の工事実施計画が認可され、施工区間の完成後、概ね20年後の開業を予定しています。



高規格幹線道路の供用状況（H25.3.31現在）



(北海道建設部調べ)

〈課題〉

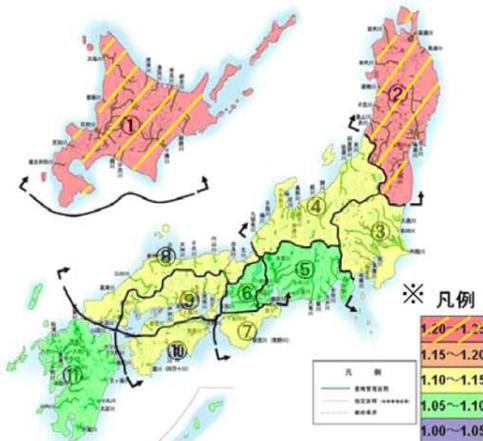
- 経済活動の活性化や地域間交流の促進、救急医療体制を支えるため、高規格幹線道路網などの整備が必要ですが、未着手区間の存在や機能強化のための出入り箇所の追加などネットワーク上の課題があります。
- 北海道新幹線の開業効果を、道南地域はもとより、全道に波及させるためには、新幹線駅から観光地や主要都市までを快適に移動できるよう、利用者の利便性の向上を図ることが重要であり、新幹線開業を見据えた交通ネットワークづくりを着実に進めていく必要があります。

エ 台風等による局地的豪雨、風水害の頻発、東日本大震災の発生

〈現状〉

- 平成23年3月の東日本大震災の発生や局地的な豪雨・豪雪、竜巻など、大規模な災害やこれまでにない異常気象も発生してきており、これに伴う洪水や土砂災害、高波・海岸侵食による被害、交通障害などが発生しています。

降雨量増加の地域分布

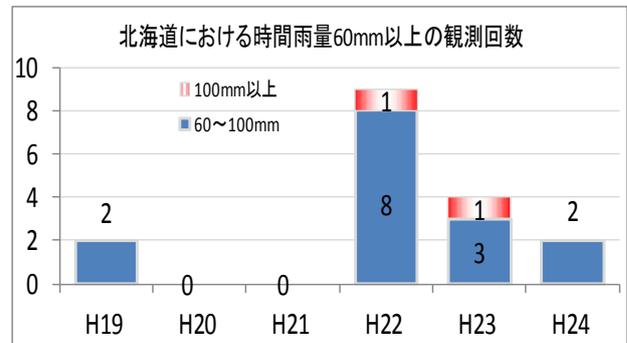


※

$$\text{将来の降雨量(倍率)} = \frac{\text{2080-2099年年最大日降水量の将来予測}}{\text{1979-1998年年最大日降水量の実績}}$$

出典:国土交通省資料より
 「GCM20(A1Bシナリオ)の結果を基に求めた将来の降水量予測」

豊栄川（ほうえいがわ）〔名寄市〕
 平成22年7月の豪雨による被災状況



(北海道建設部調べ)

- 平成23年3月に発生した東日本大震災では、道内においても太平洋沿岸部での津波により、養殖施設や漁船、港湾施設等が被害を受けました。

〈課題〉

- 東日本大震災の経験を踏まえ、これまでの防災対策に加え、大規模災害が発生した場合でも被害を最小限にする「減災」の視点に立った取組が必要です。
- 災害直後からの応急対応や復旧復興対策を迅速かつ円滑に実施するため、緊急時の対応を担う行政機関の業務の継続性を確保することはもとより、地域の産業活動の早期再開を支援するために必要な施設の整備についても、地域と連携しながら取り組む必要があります。

オ 環境重視型社会への転換

〈現状〉

- 北海道は、広大な森林、きれいな空気や美しい水辺、多様な生物など豊かな自然や水資源を有しており、この豊かな自然環境は、人々の社会経済活動や暮らしなどを支える基盤となっています。

〈課題〉

- 地球温暖化防止対策などの森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、着実な森林の保全・整備などを進めることが必要となっています。

カ 国と地方の役割分担

〈現状〉

- 平成23年の第1次・第2次一括法の成立に伴い、これまで国が定めていた道路や公園など施設・公物の設置管理基準の一部について、地域の実情に応じ地方公共団体が条例で定めることが可能となるなど、地方の裁量権の拡大が図られました。
- 平成22年度には、道州制特区計画に基づき、開発道路・二級河川に係る直轄事業、直轄通常砂防事業の一部が道に移譲されました。

〈課題〉

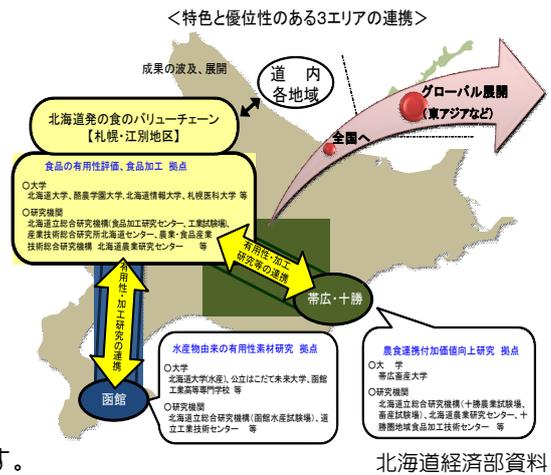
- 補助金の交付金化などにより、地方の自由度は拡大されてきており、地方が自らその自主性・裁量性を活かし、さらに効率的・効果的な社会資本整備を推進していく必要があります。

(4) 道における新たな動き

ア 食産業立国の推進

・農水産物の生産体制を強化するとともに、食にかかわる産業の高付加価値化・競争力強化を図るため、「食クラスター連携協議体」の設立やその大きな推進力となる「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」の指定がなされるなど、商品開発や6次産業化に向けた取組が進められてきています。

・こうした取組をさらに拡大させるため、生産・加工・流通など総合的な食の供給力を強化する取組を下支えする農業基盤や水産基盤、物流ネットワークなど社会資本整備の充実を図っていく必要があります。



イ 「北海道バックアップ拠点構想」の推進

・平成24年3月、本道が我が国のバックアップ拠点として、安全・安心な国民生活等に貢献していくため、「北海道バックアップ拠点構想」を策定しました。

この構想は、今後高い確率で想定されている首都直下地震などの大災害に備え、首都圏等に集中する経済や行政機能の多重化・分散化などを軸とした新たな国土のランドデザインの構築を提起するとともに、広大な土地や高い食料供給力といった強みを活かし、本道が我が国のバックアップ拠点として貢献していこうとするものです。

構想の実現に向け、道では、国等への政策提案を積極的に行うほか、国の制度も効果的に活用しながら、構想で掲げる6つのバックアップ機能を担うために必要となる陸・海・空の交通ネットワークや情報通信網・送電網といった社会資本の整備を着実に進めていくこととしています。

バックアップ機能を発揮するための社会資本整備の方向性

北海道が担う6つのバックアップ機能

機能を発揮するために必要な視点

食料・水の安定供給	道外への食料輸送の円滑化
エネルギーの安定供給	送電・融通機能の強化
国内分散型の産業活動の拠点形成	部品・資材等の輸送の円滑化
国の行政機能の代替	情報伝達の円滑化、迅速化
被災地への緊急的支援	人的支援や物資・資材輸送の円滑化
一時避難や移住の受け入れ	移動の利便性向上

＜社会資本整備の方向性＞

北海道新幹線の整備 港湾の機能強化 航空ネットワークの確保
道内交通ネットワークの整備 情報通信網・送電網の整備

2 今後の社会資本整備のめざす方向

この方針では、限られた財源を中長期的な視点で必要性・優先性の高い事業に振り向けるという「選択と集中」の観点に立って、北海道や道内各地域にとって必要な社会資本整備を着実に推進するため、時代の潮流や本道が抱える課題などを踏まえるとともに、「新・北海道総合計画」のめざす姿の実現を支えるという観点から、次のような「基本姿勢」のもと、社会資本整備のめざす方向を定め、その実現に向けて2つの「重視すべき視点」を設定しています。

(1) 基本姿勢

「選択と集中」の観点に立った戦略的・効果的な整備と既存ストックの有効活用や適切な維持管理

社会資本は、北海道の産業活動や暮らしを支え、地域の発展に寄与してきました。今後とも、力強い経済構造や安全で快適な暮らしの実現に向けて、必要な社会資本の整備を着実に進める必要があります。

しかし、人口減少などによる投資余力の減少により、今後はこれまでのような規模で社会資本の整備を続けていくことが困難になっており、必要性や緊急性を見極め、重点化した上で効果的・効率的に整備を進めていく必要があります。

また、高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化が急速に進行しており、維持管理や更新に要する費用の増加が懸念されています。このため、既存ストックの計画的な維持修繕による予防保全対策の実施など社会資本の長寿命化を進め、更新費用の平準化やライフサイクルコスト（生涯費用）の縮減を図ることがこれまで以上に重要となっており、こうした観点から適切な維持管理を進める必要があります。

このようなことから、この方針では、「選択と集中」の観点に立った戦略的・効果的な整備と既存ストックの有効活用や適切な維持管理」を社会資本整備に当たっての基本姿勢としています。

(2) 今後の社会資本整備のめざす方向

環境を活かし、個性と活力に満ちた地域からなる北海道の構築

今、北海道は、札幌周辺をはじめとする都市部への人口集中や地方人口の減少に伴うコミュニティ機能の弱体化、市町村財政のひっ迫が懸念されるとともに、公共投資の縮減や一次産業総生産額の減少などにより地域経済が低迷しています。このため、新たなコミュニティ機能の形成、特色ある産業への転換、食料供給力の強化といった新たな地域づくりに向けた取組が求められています。

また、一層のグローバル化の進展に伴う経済の国際競争激化や、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題への対応が大きな課題となっています。このため、今こそ、地域のめざす姿の

実現に向けて、地理的優位性、広大な土地や海、優れた自然環境、豊かな水と森林など、北海道の潜在力を最大限活かした取組を進めることにより、この厳しい現状を乗り越え、大切なふるさとをより豊かな地域に築き上げ、未来を担う子どもたちにしっかりと引き継いでいく必要があります。

さらに、本道経済が持続的に発展していくためには、これまでの取組による経済の活性化の「芽」を着実に育てるとともに、地域に根付かせ、それぞれの地域が輝き、住んでいる人が未来に夢と希望を持つことができる持続可能で活力ある地域づくりを進めていく必要があります。

「新・北海道総合計画」では、環境を守ることが経済を活性化させ、経済の活力が環境を守るという、「環境と経済の調和」を基本に、

- ・人と人、地域と地域が支えあい、個性や可能性を最大限に発揮して、いきいきとした暮らしが営まれる北海道
- ・多様な連携と交流のステージとなり、世界に躍進する産業が展開し、国内外に貢献していく北海道

という考え方に立って、「人と地域が輝き、環境と経済が調和する、世界にはばたく北海道」をめざす姿としています。

こうしたことから、この方針では、人々が支えあい、心豊かに暮らすことのできる地域社会や環境と調和した持続可能な経済社会の実現に向けて、「環境を活かし、個性と活力に満ちた地域からなる北海道の構築」を社会資本整備のめざす方向として取組を進めます。

加えて、北海道の特性を生かしながら、今後の大災害等に備えた新たな国づくりに積極的に貢献していくため、全国各地域との連携のもとで、北海道が我が国のバックアップ拠点としての役割を最大限に発揮していくために必要な社会資本の整備にも取り組みます。

(3) 重視すべき視点

- **個性を活かし自立した地域づくり**
地域の個性を活かした経済の活性化や安全・安心な暮らしを支える社会資本整備の推進
- **環境を活かす地域づくり**
地域特有の環境資源を活かし、未来への基盤を創る社会資本整備の推進

この方針では、今後の社会資本整備のめざす方向の実現を図るため、「個性を活かし自立した地域づくり」、「環境を活かす地域づくり」の2つの「重視すべき視点」を設定し、多様な主体と連携・協働しながら、地域の個性を活かした経済の活性化や安全で安心な暮らしを支えるとともに、地域特有の環境資源を活かし、未来への基盤を創る社会資本整備を推進することにより、「環境と経済が調和する持続可能な地域づくり」を進めていくこととしています。

3 重視すべき視点に立った社会資本整備の取組

この方針では、今後の社会資本整備のめざす方向の実現に向けて「個性を活かし自立した地域づくり」や「環境を活かす地域づくり」の2つの重視すべき視点に立って、次の6つの柱に沿って社会資本整備を推進します。

(1) 多様なネットワークに支えられた持続可能で活力ある地域づくり

○道内外との連携・交流を支えるネットワークの形成

- ・グローバル化の進展に伴う人や物の交流拡大に対応するため、新千歳空港の国際拠点空港化や、地方空港、港湾の国際機能向上に向けた取組を進め、本道産業のグローバルな展開を支える国際交通ネットワークの形成を図ります。
- ・道内外との地域間交流を促進し、経済活動の活性化や災害時等における地域間の連携・補完機能の強化を図るため、本道にとって大きな経済波及効果が期待される北海道新幹線や高規格幹線道路網などの整備や物流の基盤である道内港湾などの機能充実や幹線道路とのアクセス強化を促進します。
- ・道民の日常生活に欠かすことのできない医療をはじめ、教育や文化、行政、経済など様々な機能を備えた都市と我が国の食料などの生産基盤として重要な役割を担う農山漁村との連携・相互補完を強めるための基盤づくりを推進します。
- ・地域の経済社会の活力を維持し、暮らしの安全・安心を確保していくため、日常生活に身近な地域コミュニティや市町村などから、広域市町村圏や保健医療福祉圏など市町村を越える範囲にわたり、それぞれの段階で、生活ニーズを満たし経済活動を展開するなど、広域的・多層的な連携によって、地域に根ざした政策展開を支えるための基盤づくりを推進します。

(2) 個性豊かで国内外を魅了する地域づくり

○地域の特色を活かした産業の活性化

- ・地域の特性や豊かな資源を活かして、本道の強みである食産業や観光産業、さらには新産業の振興による地域経済の活性化を図るための基盤づくりを推進します。
- ・北国らしい自然環境や気象条件、豊かな農林水産資源など本道特有の地域資源や地理的優位性を活かして、外国人観光客の誘致や農水産物の海外への販路拡大、東アジア・ロシア極東地域などとの経済交流を進め、グローバルな産業展開による地域の活性化を図るための基盤づくりを推進します。

(3) 人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造

○豊かな自然環境の保全や健全な水循環の確保

- ・知床、釧路湿原などをはじめとする、本道の優れた自然環境を保全するとともに、生物の生息空間として重要な河川、湿地、湖沼、海岸など、多様な水辺空間の環境保全と再生の取組を推進します。
- ・水道水源をはじめとする恵まれた水資源の確保と保全を図るため、地域の特性に応じた保水能力の高い森林の育成、湖沼の保全などを推進します。

(4) 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築

○地球環境の保全や循環型社会の形成

- ・環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築を図るため、二酸化炭素吸収源としての森林の役割が十分に発揮されるよう着実な森林の保全・整備などを進め、地球温暖化防止対策を推進するとともに、循環型社会の形成に向けて、リサイクル・廃棄物処理施設の整備や施設の長寿命化を推進します。

(5) ゆとりと安心を実感できる暮らしの形成

○安全・安心が確保され、冬快適・暮らし満足度の高い地域づくり

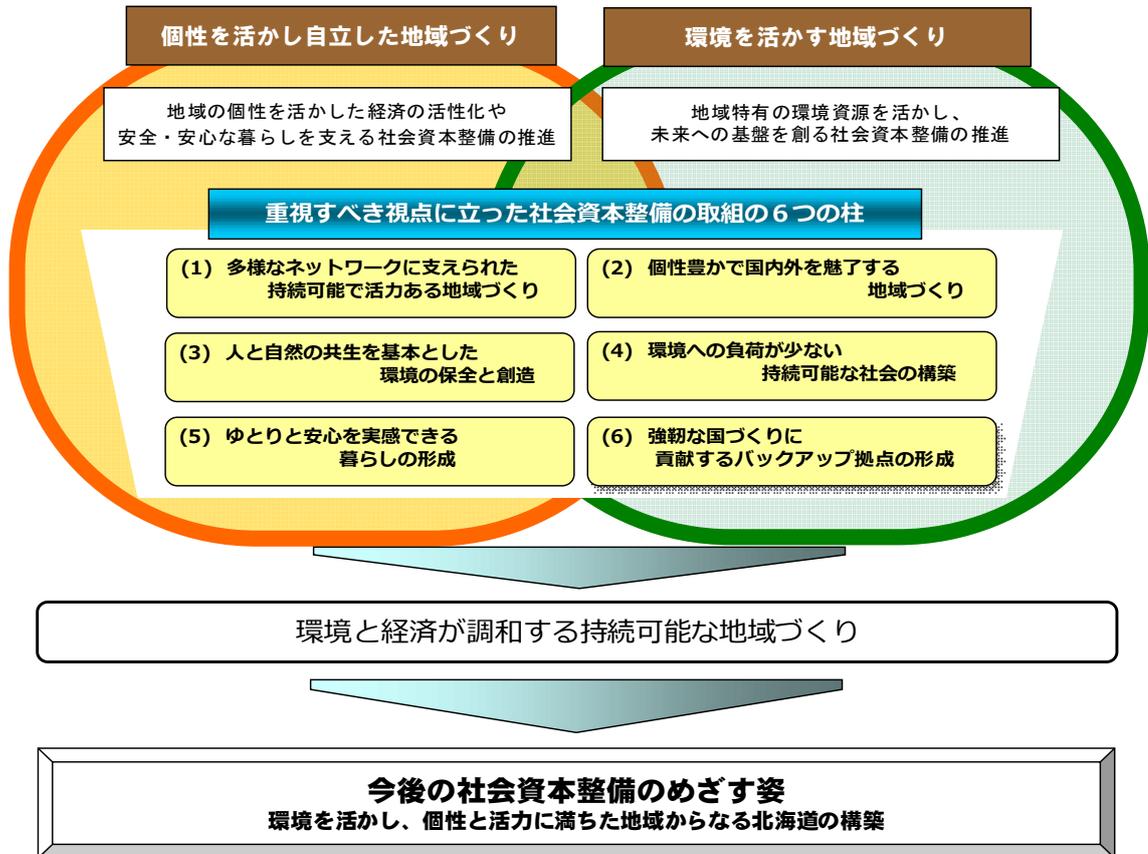
- ・地域社会全体で支える子育ての推進やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりなど、人口減少や高齢化に対応した地域づくりを推進するとともに、地域医療を確保する上で重要な救急医療、周産期医療、小児医療などについて、地域に必要な医療を提供できる体制の整備や高齢者や障がい者が健やかに暮らせる地域づくりなどを支える基盤整備を推進します。
- ・暮らしの安全・安心の実現に向けて、災害防止施設の整備などのハードを中心とした対策に加え、ハザードマップの作成支援など「減災」の視点に立ったソフト対策も組み合わせた災害に強いまちづくりや冬も安心して快適に暮らせるまちづくりのための基盤整備を推進します。

(6) 強靱な国づくりに貢献するバックアップ拠点の形成

○今後の大災害に備えたバックアップ機能の強化

- ・広大な土地や冷涼な気候、高い食料供給力、豊富な水、多様なエネルギー資源といった本道の優位性や、首都圏等の大都市圏から遠距離にあり、同時被災の可能性が低いという地理的特性を最大限に活用しながら、本道が我が国のバックアップ拠点としての役割を発揮し、強靱な国づくりに貢献していくため、陸・海・空の交通ネットワークや道内外をつなぐ情報通信網・送電網といった基盤整備の推進を図ります。

【重視すべき視点に立った社会資本整備の取組】



4 社会資本整備における「選択と集中」の具体化

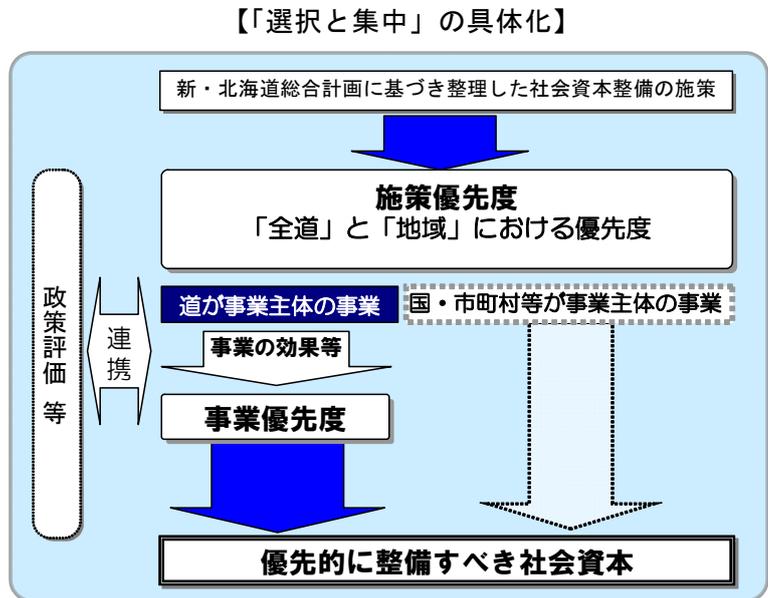
この方針では、限られた財源の中で、「選択と集中」の観点を一層具体化し、優先的に整備する社会資本を明らかにするため、政策を実現するための方策である「施策」と施策を実現するために行う「事業」の両面に着目し、社会資本の整備に優先度を導入しています。

(1) 施策優先度

全道的観点からの優先度に加え、各地域における施策の展開方向を反映するため、地域における優先度も設定しています。

(2) 事業優先度

道が事業主体の事業を対象として、事業の効果等の観点から、事業の優先度を設定しています。



5 方針に沿った社会資本整備の推進

(1) 社会資本整備に当たっての基本的な取組

ア 効果的・効率的な維持管理

(ア) 社会資本の適切な維持管理

これまで着実に整備され、一定のストックが形成されている道路や河川などの社会資本について、その機能を適切に発揮させるためには、日常の清掃や草刈に加え、適期の補修・修繕、さらには冬期における除排雪など適切な維持管理が不可欠です。

今後も、可能な限りのコスト縮減に努めながら、適正な維持管理水準を確保し、道民が安全に、安心して利用できる社会資本の保全を図っていきます。また、観光地などにおいては、地域との連携・協働などにより、一層の景観の向上に向けた取組を進めていきます。

(イ) 公共施設の長寿命化の取組

高度経済成長期などに整備された橋梁をはじめ多くの公共施設は、今後、本格的な更新時期を迎え、その費用が大幅に増大し、将来の道財政に大きな負担となることが懸念されます。

このため、道では、橋梁や河川の樋門について、更新費用の平準化やライフサイクルコスト（生涯費用）の縮減などを図るため、アセットマネジメント（資産管理）の考え方を導入したマネジメントシステムを構築してきました。

今後は、これらのシステムを活用した計画に基づき、効果的・効率的な維持管理や更新を図っていきます。

(ウ) 既存社会資本の有効活用

少子高齢化の進行やライフスタイルの変化などに対応し、投資額の抑制にも寄与する公共

施設の有効活用など既存ストックの転用や多目的利用などに努めます。

(イ) 住民との協働による社会資本の維持管理

住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、地域の生活道路などの身近な社会資本については、地域住民が自主的に清掃や美化活動を行うなどの取組を促進します。

また、NPOとの連携強化などによる住民と行政の役割分担の見直しを行い、効果的・効率的な維持管理を進めます。

イ コスト構造改善の取組

国では、今までのコスト縮減のみを重視した取組から、コストと品質の両面を重視する取組への転換を図ることとし、これまでの「総合的なコスト縮減」から、VFM*最大化を重視した「総合的なコスト構造改善」を推進することとして、「公共事業コスト構造改善プログラム」を策定しました。

道としても、平成21年度に「北海道公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、公共事業の品質確保に配慮しつつ、より一層のコスト縮減対策を進めています。

*VFM (Value for Money) とは、経済性にも配慮しつつ、公共事業の構想・計画段階から維持管理までを通じて、投資に対して最も価値の高いサービスを提供すること。

ウ 民間資本の活用による取組

道では、施設管理等における民間ノウハウの活用や、民間資本等の活用による総事業コストの削減という観点に基づき、平成17年に「道立噴火湾パノラマパーク」をPFI方式により整備しました。その後、平成23年6月「PFI法」が改正され、民間事業者が公共施設等の運営権を取得する「コンセッション方式」の導入や、賃貸住宅や船舶・航空機などへの対象事業の拡大が図られました。今後とも行政運営の一層の効率化に努めるため、引き続きPFIの導入など民間資本の活用に向けた検討を行います。

エ アカウンタビリティの取組

道においては、平成12年度に「社会資本整備に関する説明責任（アカウンタビリティ）の推進指針」を策定し、それに基づき、平成13年度から関係部局ごとに「推進計画」を策定し、政策の企画立案から事業完了後までの各事業実施段階において事業計画概要・単年度事業実施内容・入札執行状況・政策評価などを実施機関のホームページ等で公開するとともに、道民から寄せられた意見の反映に努めてきており、引き続きこうした取組を進めていきます。

オ 品質確保に向けた取組

競争の激化がもたらす低価格入札は、工事の品質低下を招くおそれがあるだけでなく、技術開発や人材育成のために必要な投資を困難とし、将来的には建設業全体の技術レベルの低下を招き、工事の品質確保が困難となるおそれがあります。

また、個々の工事における品質確保のためには、入札及び契約の過程を通して発注者が適切に業者を評価し選定することはもとより、長期的な視点から、北海道の公共工事の品質確保を図るためには、地域に密着した建設業が担っている役割も踏まえ、道内において優れた技術と人材を持つ建設業の健全な発展を促す環境を整備することも重要であり、引き続き道民生活や経済活動の基盤である社会資本の品質を確保するための取組を進めていきます。

(2) 推進体制

この方針の実効性を確保するため、次のような体制で取り組みます。

- ・「社会資本整備推進会議」など、道の組織が一丸となって、より一層の効果的・効率的な事業の執行に努めていきます。
- ・国に対しては、毎年度の国費予算要望をはじめ、「直轄事業に係る連絡調整会議」など、様々な機会をとらえて、北海道の取組について一層の理解と協力を求めていきます。
- ・環境と経済が調和する地域づくりを進めるため、市町村、国と道、関係機関などで構成する「地域づくり連携会議」などの活用を図っていきます。

(3) 推進の方法

ア 政策評価との連携

この方針の推進に当たっては、「北海道政策評価条例」に基づく政策評価と十分な連携を図ります。

イ 国費予算要望や道予算への反映

社会資本整備関係予算については、この方針における「施策優先度」及び「事業優先度」を踏まえ、毎年度の国費予算要望の重点化を図るとともに、道の予算編成における関係予算についても、「施策優先度」及び「事業優先度」の考え方などを踏まえた予算計上に努めます。

ウ 交付金事業の活用

交付金事業を有効に活用し、整備を進めていくためには、より自主性・裁量性が発揮できる制度となるよう国に求めていきます。

(4) 推進管理

「施策優先度」や「事業優先度」に応じた事業の状況など、この方針の取組状況について、毎年度把握を行うなどして、実効性の確保に努めます。

また、「施策・事業優先度」編における施策・事業優先度設定の考え方等は、経済社会情勢の変化に対応するため、3年から4年ごとに点検・評価を行い、見直しを図ります。

なお、本方針に掲載しているデータ等の更新や地域優先度の削除・追加については、国の予算制度の変更など社会資本整備を取り巻く情勢に大きな変化があった場合には、庁内の社会資本整備推進会議による合意のもとに、適宜修正を図ります。

施策・事業優先度編

1 施策優先度

(1) 施策優先度設定の考え方

ア 対象とする施策

この方針では、優先度設定の対象とする施策は、「新・北海道総合計画」の政策展開の基本方向に示している取組のうち、社会資本整備に関連するものを取りまとめ、これまでの「北海道社会資本整備重点化プラン」の施策を参考にしながら整理した59の施策としています。

(別表1)

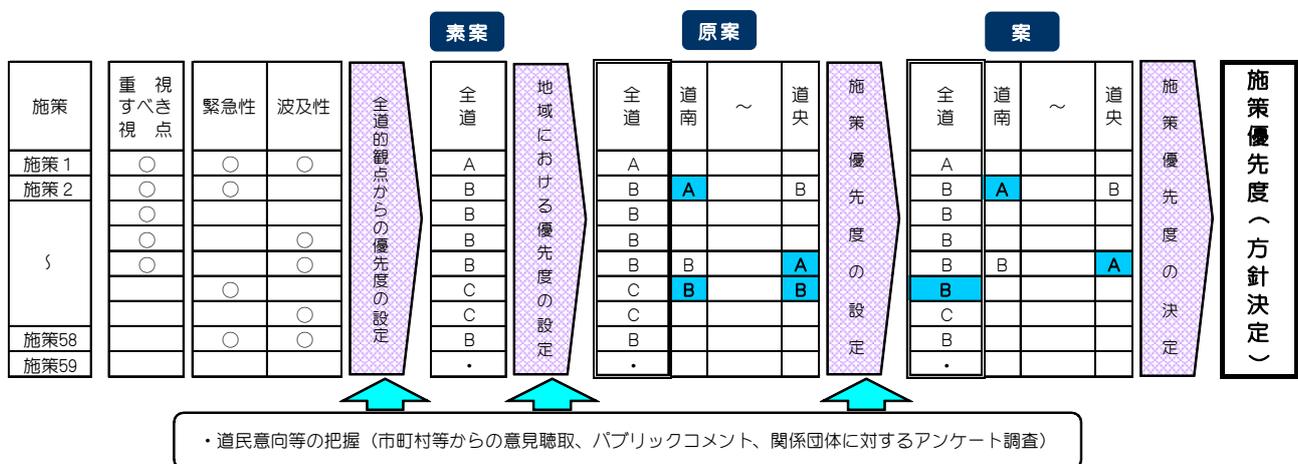
イ 施策優先度の区分

- ・ 施策優先度は、全道的な観点からの「全道優先度」と各連携地域における「地域優先度」を併せて設定しています。なお、「全道優先度」と「地域優先度」の意味合いや活用は同じ取扱いとしています。
- ・ 施策優先度は、次のとおり、A、B、Cの3段階区分としています。

優先度 A：対象期間中、優先して取り組む施策
 優先度 B：社会資本整備を巡る情勢を勘案して、取組の方向を定める施策
 優先度 C：対象期間中、進捗度合いを抑制の方向で取り組む施策

【施策優先度決定までの流れ】

「施策優先度」の設定は、次のようなプロセスを経て行います。



(2) 全道優先度

当面実施する必要性の高い施策を明らかにするため、「個性を活かし自立した地域づくり」、「環境を活かす地域づくり」といった2つの「重視すべき視点」に加え、一層の「選択と集中」の観点に立って、時間の視点である「緊急性」、効果の視点である「波及性」の2つの視点を設定し、これらの3つの視点により全道的な観点から施策優先度を設定しています。

さらに、「新・北海道総合計画」における「ほっかいどう未来づくり戦略」や「新生北海道戦略推進プラン」との整合についても検証しています。

ア 優先度設定の視点

a 重視すべき視点

「基本方針」編で示した「重視すべき視点」の「個性を活かし自立した地域づくり」、「環境を活かす地域づくり」に沿って、実施されるかどうか。

【具体的判断基準】

「基本方針」編で示した次の重視すべき視点に立った社会資本整備の取組の6つの柱のいずれかに位置付けられること。

- ① 多様なネットワークに支えられた持続可能で活力ある地域づくり
- ② 個性豊かで国内外を魅了する地域づくり
- ③ 人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造
- ④ 環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築
- ⑤ ゆとりと安心を実感できる暮らしの形成
- ⑥ 強靱な国づくりに貢献するバックアップ拠点の形成

b 緊急性（時間の視点）

すでに明らかな課題や近い将来予想される課題の解消に向け、緊急に実施する必要があるかどうか。

【具体的判断基準】

(a) 対象期間内に実施しないと効果が出ない、又は損失が大きいこと。

- ① 対象期間内に取り組むべき重要な施策で、先送りをした場合、他の施策と時期を調整する必要性などから、効果の発現が妨げられる、又は経済波及効果などの観点から、本道にとって著しい損失が見込まれる。
- ② 対象期間内に当該施策に取り組んだ場合、コスト縮減効果が見込まれる。

(b) 直面する課題の解決や近い将来予想されるリスクの回避のため、緊急的な対応が社会的に要請されていること。

- ① 人口減少、少子化、超高齢社会への対応
- ② 食料自給率の低迷、地球温暖化、国土の脆弱性の克服など新たな国づくりへの貢献
- ③ 道民の生命や生活に影響を及ぼすような、差し迫った課題への対応

c 波及性（効果の視点）

施策の効果が幅広い分野や地域に波及し、大きな効果が得られるかどうか。

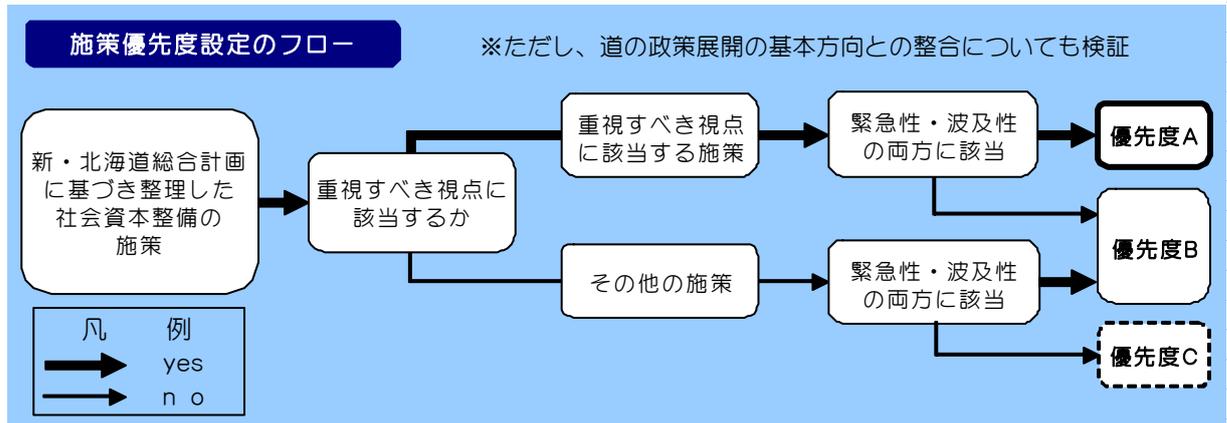
【具体的判断基準】

(a) 本道の持つ食や観光、自然環境といった優位性の拡大を効果的に推進すること。

(b) 直接的・間接的效果が他産業、他分野、他地域（道外を含む）に波及し、「新・北海道総合計画」に掲げられている指標の進捗や本道経済の活性化、道民生活の利便性の飛躍的な向上、我が国全体のリスク低減等に大きく貢献するなど、総合的な効果の広がりが見込まれること。

イ 施策優先度設定の仕組み

- ・優先度A：「重視すべき視点」に該当し、かつ、「緊急性」、「波及性」の両方に該当する施策
- ・優先度B：「重視すべき視点」に該当するが、「緊急性」、「波及性」の一方でも該当しない施策、又は「重視すべき視点」に該当しないが、「緊急性」、「波及性」の両方に該当する施策
- ・優先度C：「重視すべき視点」に該当せず、「緊急性」、「波及性」の一方でも該当しない施策



- ① 「新・北海道総合計画」に基づき整理した施策を対象に、「重視すべき視点」に該当するかどうかを判断し、「該当する施策」と「その他の施策」に区分しています。
- ② 「該当する施策」で、「緊急性」と「波及性」の両方に該当する事業は優先度A、それ以外はBとしています。
- ③ 「その他の施策」で、「緊急性」と「波及性」の両方に該当する事業は優先度B、それ以外はCとしています。

(3) 地域優先度

各連携地域において、地域に根ざした政策展開を図るため、市町村等の意向も取り入れながら、地域の実情に沿った、地域における施策優先度を設定しています。

ア 優先度設定の視点

(7) 政策展開方針の反映

連携地域ごとに策定される「政策展開方針」との整合を図っています。

(4) 市町村等の意向の反映

市町村等に対して意見照会を行うことにより、地域の意向も取り入れながら、地域優先度を設定しています。

(4) 道民意向の反映

「全道優先度」、「地域優先度」の設定の過程においては、道民ニーズ調査の分析やグループインタビューを実施するなどして、道民意向の反映に努めています。

(5) 施策優先度の設定結果

「全道優先度」及び「地域優先度」について、別表1のとおり設定しています。

なお、施策優先度の設定に当たっては、

- ・法令、政府方針、条例で実施時期が外部的に規定され、特に緊急性の高い施策として認められるもの
- ・国際条約などに関連し、国家的な重要課題と位置づけられている施策として認められるもの

なども含め、総合的に勘案して設定しています。

(6) 施策優先度の活用

「施策優先度」については、毎年度の国費予算要望の重点化や道の予算編成における関係予算にも反映させるほか、「事業優先度」を設定する際に活用します。

2 事業優先度

(1) 事業優先度設定の考え方

ア 対象とする事業

この方針では、優先度設定の対象とする事業は、道が事業主体として、社会資本を直接整備するものとしています。

ただし、次の事業については設定の対象としていません。

○補助・交付金事業のうち

- ・施設の機能を保全するための修繕や長寿命化などに係る施策・事業

○道単独事業*のうち、

- ・災害への対応や地域の実情に応じて緊急的に実施する事業
- ・施設の機能保全や維持管理のために実施する事業
- ・公共事業等に係る事前調査
- ・施設建設事業

* 道単独事業

国庫補助の対象とならない地方債を活用した道路や街路の整備、道単独の道路及び河川の清掃、草刈、道立施設の整備等、道が単独で実施する社会資本整備のための事業等

イ 事業優先度の区分

事業ごとに設定する「事業優先度」は、次のとおり「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の3段階区分とします。

- ・優先度Ⅰ：計画どおりに進める事業や新規に取り組む事業
- ・優先度Ⅱ：予算*との調整により、その都度、優先度を検討する事業
- ・優先度Ⅲ：事業の進捗度合いや新規の取組を抑制基調とする事業

ただし、「事業優先度」がⅢの事業であっても、事業の完成による事業効果の早期発現や既存ストックの有効活用に資するもの、その他の特殊事情によるものはこの限りではありません。

*「予算」とは、この方針の対象事業の事業費総額のこと。

ウ 事業優先度設定の仕組み

「事業優先度」については、「施策優先度」と「事業のランク」を次のとおり組み合わせて、設定します。

【施策優先度と事業のランクの組み合わせ】

		事業のランク	
		ランク1	ランク2
施策優先度	A	Ⅰ	Ⅱ
	B	Ⅱ	Ⅲ
	C	Ⅲ	

(2) 事業のランクの考え方

ア 事業のランクの設定

「事業のランク」は、事業ごとに、地域重視、政策重視、事業効果の3つの視点により、効果等の高いものを「ランク1」、低いものを「ランク2」とする2段階に区分し、設定します。

イ 事業のランクの基本的な視点

① 地域重視の視点

- ・「政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの
- ・「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの
- ・地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの

② 政策重視の視点

- ・国や道の重点政策などにおける位置づけが明確なもの
- ・「新・北海道総合計画」の特定分野別計画を推進する上で、特に貢献度の高いもの

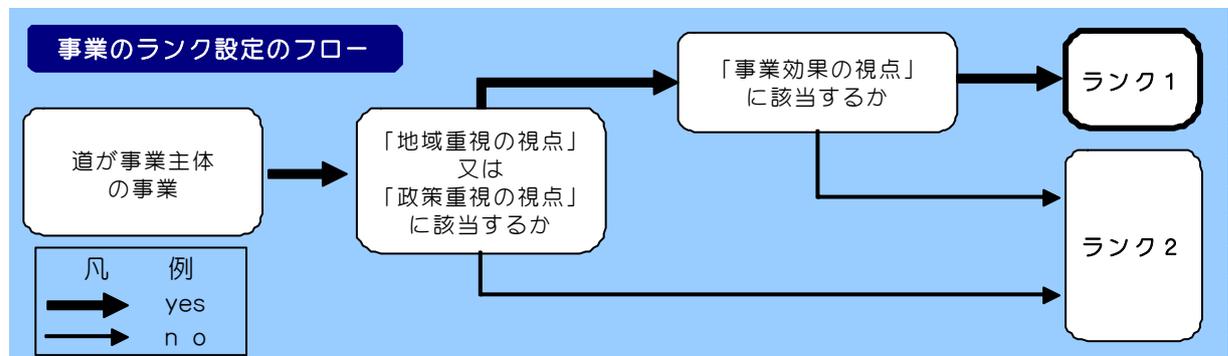
③ 事業効果の視点

- ・「新・北海道総合計画」の指標の進捗に対する貢献度の高いもの
- ・施策の目的を達成する上で、特に事業効果の大きいもの
- ・事業間連携などによる事業効果の早期発現や効果的・効率的な事業の実施が可能なもの（直轄・補助の連携、ハード・ソフトとの連携 等）

ウ 事業のランクの区分

「事業のランク」は、イの基本的な視点から設定します。

- ・ランク1：「地域重視の視点」又は「政策重視の視点」に該当し、かつ、「事業効果の視点」に該当するもの
- ・ランク2：上記以外のもの



(3) 事業優先度の設定結果

(1) 及び(2) の考え方に基づいて、「事業優先度」を設定するとともに、事業の目的や効果等が同じものを一つのグループ（個別事業の集まり）として整理の上、公表していきます。

(4) 事業優先度の活用

「事業優先度」については、毎年度の事業執行に当たり、必要性・優先性の高い事業に予算を振り向ける手立てとして活用します。

施 策 優 先 度

区 分	施 策 名	施 策 の 概 要	全 道 優 先 度	地 域 優 先 度					
				道 南	道 北	オ ホ ー ツ ク	十 勝	釧 路 ・ 根 室	道 央
生 活 基 盤	ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり	バリアフリーはもとより、介護にも配慮し、多様な住まい方などに対応した公営住宅の整備や、シルバーハウジング住宅などの供給を促進する。また、高齢者や障害者も含めたすべての人が健康づくりや余暇活動を行える公園を整備する。	A						
	快適な雪国生活の創造に向けたまちづくり	北国の快適な生活を過ごすため、更新時期を迎えた公営住宅の建替・改善、ロードヒーティングや流雪溝など消融雪施設を整備する。また、雪・氷を利用した遊びの空間や健康増進の場の確保のため、冬期のレクリエーション活動にも配慮した都市公園を整備する。	B						
	まちなか居住のための住環境の整備	空洞化の進んだまちなかに賑わいを取り戻し、魅力的な空間とするため、地域に応じたまちなかでの住宅、上下水道、街並み環境の整備を促進する。	B						
	都市の活性化や再生に向けた都市基盤の整備	都市の活性化や再生を図るため、バイパス・環状・放射道路の整備、立体交差・鉄道高架化、北海道新幹線を含む公共交通機関との連携を図る道路整備、市街地再開発などを促進する。	B	A	A				
	都市部における生活環境の整備	都市部における街路、下水道、公園などを整備する。	C						
	環境に配慮したまちづくり	既成市街地における公園・緑地の整備や施設の長寿命化を図る改築更新を含めた公共水域の水質保全を目的とする下水道の整備を行う。また、廃棄物の削減に資する耐久性を高めた住宅の整備を行う。	B						
	生活環境の向上など快適で住みよい農山漁村づくり	農山漁村の生活環境の向上を図るため、公共水域を保全する汚水処理施設、道路や緑地・広場などを整備する。	C						
	災害に強いまちづくり	防災公園や下水道などの防災施設の整備や耐震不燃性の高い公営住宅などを整備する。また、学校施設をはじめとした地震など災害発生時における防災拠点となる建築物やライフラインである水道施設の耐震化を推進する。	A						
	北方領土隣接地域の振興等対策の推進	北方領土に隣接する根室地域の振興及び住民生活の安定を図るため、基幹的な産業振興に資する事業を実施するとともに、教育、文化、生活環境及び厚生施設並びに交流推進に資する施設などを整備する。	A						
	水資源の確保と保全のための施設整備	恵まれた水資源の確保と保全を図るため、ダムなどの水利用に必要な施設を整備する。	B						
送電網整備の推進	道内に豊富に賦存する再生可能エネルギーの開発、導入を促進し、多様な電源構成のもとで安定した電力供給を行っていくため、道内の送電網の整備や北本連系設備の増強に向けた取組を促進する。	B							
保 健 ・ 医 療 ・ 福 祉 基 盤	高齢者や障がい者のための社会福祉施設の整備	高齢者や障がい者が健康で生き生きと暮らすことのできる社会を築くため、老人福祉施設及び障がい者の地域生活を支援する通所施設などの社会福祉施設等を整備する。	A						
	子育て支援住宅の普及促進など子どもを安心して育てられる環境づくり	子育て環境を充実させるため、子育て支援住宅の普及促進を進めるとともに、保育所などの老朽施設の更新や新たなニーズに対応できる施設を整備する。	A						
	子どもを安心して産み育てられる保健医療施設の整備	子どもを健やかに産み育てる環境づくりのため、小児医療・周産期医療施設など、母子保健医療施設を整備する。	B						
	地域のための医療施設の整備	どこに暮らしていても必要な医療が受けられるよう地域の中核医療機関である地方・地域センター病院やへき地などにおける医療施設を整備する。また、地方・地域センター病院での遠隔画像診断システムなどのIT化遠隔医療の推進を図る。	B						
	救急医療施設の整備	きめ細かな救急医療体制の確立を図るため、病院群輪番制病院や救命救急センター、災害拠点病院など、救急・災害医療施設を整備する。	B						

区分	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
				道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
農林水産基盤	農林水産業の経営体の育成や体質強化を図るための施設の整備	農業、林業・木材産業の担い手となる経営体の育成や体質強化を図るため、生産施設や加工施設などの整備を推進する。また、漁業経営体の体質強化を図るための荷さばき施設などの整備や、合併漁協・認定漁協の経営基盤強化のための施設整備を行う。	B			A			A
	農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備	安全で良質な食料を安定的に生産し、優良農地の維持や農業生産性の向上を図るため、水田・畑・草地や農業用施設の整備を行う。	A						
	農地及び農業用施設の機能回復や災害を防止するための施設の整備	地盤沈下や土壌侵食などにより機能が低下している農業用施設や農用地の機能の回復を図る。また、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するための施設を整備する。	B	A			A		A
	農産物流通の合理化などのための農道の整備	農産物流通の合理化や農村生活環境改善を図るための農道を整備する。	C					B	B
	水産資源の増大等に向けた施設づくり	水産資源の増大や安定的維持・質的改善等を図るための増養殖施設を整備する。	B	A			A		
	高齢者が生き生きと働ける漁港づくり	高齢漁業者の事故災害防止や就労環境改善のため、防風・防雪柵や屋根付き岸壁などを整備する。	B						
	水産物の品質管理を高度化する施設の整備	安全・安心な水産物の供給のため、衛生管理・品質管理の高度化を図る漁港施設、冷凍、冷蔵、加工処理施設などを整備する。	B				A		A
	水産物供給基地としての漁港・漁場づくり	安全かつ良質な水産物を安定的に供給するため、漁業生産活動や水産物流通の拠点となる漁港や漁場を整備するとともに漁港の耐震化など防災機能の強化を図る。	A						

区分	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
				道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
環境基盤	リサイクル・廃棄物処理施設の整備	資源の循環的利用を進め循環型社会を構築するため、一般廃棄物及び産業廃棄物を処理・資源化する施設の整備を促進する。また、下水汚泥の有効利用・減量化に係る施設整備を促進する。	A						
	家畜排せつ物の有効利用など農村地域の環境保全と資源リサイクルの推進	家畜ふん尿処理施設の整備による堆肥化など、農村環境に配慮し資源を有効に活用したリサイクル施設を整備する。	B			A	A	A	
	漁業系廃棄物の適正処理施設の整備	環境と調和した水産業の展開を図るため、漁業系廃棄物のリサイクル処理施設を整備する。	B						
	自然豊かな水辺環境の整備・保全	本道の自然豊かな水辺環境を将来にわたって享受できるよう河川環境の再生や自然に配慮した河川・砂防施設などを整備する。	B	A	A				A
	健全な森林の整備と保全の推進	地球温暖化防止、健全な水循環の確保を含む流域環境保全など、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため森林を整備する。	A						
	森林の整備保全や都市との交流に必要な林道などの整備	森林整備の基礎となり、生活環境の改善や森林・山村と都市との交流を促す骨格的な林道を整備する。	C						
	身近な自然とふれあうことのできる公園の整備	身近な自然とのふれあいや、失われた自然を回復するため、良好な水辺空間や都市公園などを整備する。	C						
	自然公園における利用施設の整備など自然とのふれあいの場づくり	自然とのふれあいや快適な利用の促進を図るため、国立・国定及び道立自然公園など自然公園の施設を整備する。	B						
	豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進	生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態・生活史に配慮した沿岸・沖合域における良好な生息環境空間を創造する漁場の整備を行う。	B						
観光基盤	グリーン・ツーリズムやマリン・ツーリズムなど都市と農山漁村の交流を促進する施設の整備	都市農村交流施設・森林環境教育の場など、農業・漁業・森林を通じて農山漁村と都市との交流を促進する施設を整備する。	B						
	安心で快適な旅ができる交通ネットワークの整備	北海道観光の振興を図るため、交通拠点となる空港・港湾を整備し、機能の充実を図る。また、快適な広域観光を支える観光拠点へのアクセス道路や休憩施設を整備する。さらに、外国人のための外国語標記の案内板などを整備する。	A						
	自然体験型観光のための施設の整備	北海道の豊かな自然を活用した観光地づくりを促進するため、自然環境を利用した野外活動が体験できる施設や海洋レクリエーション施設などを整備する。	C						
高度情報通信基盤	情報通信の地域格差の是正	地域の情報通信格差の是正を図るため、地上デジタル放送の難視聴地域や携帯電話の不感地域の解消及び超高速ブロードバンド環境の整備促進を図る。	A						

区分	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
				道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
交通基盤	新千歳空港の施設整備	新千歳空港を国際拠点空港として発展させるため、国際線旅客ターミナル施設の整備など空港機能の向上を促進する。	A						
	地方空港の機能向上に向けた施設の整備	航空路線網の充実や人・物の円滑な交流を進めるため、空港施設の整備促進を図る。	B	A	A				
	北海道新幹線の整備促進	全国交通体系と本道の発展基盤の確立のため、重要な基幹施設である北海道新幹線について、新青森・新函館（仮称）間の早期開業と札幌までの整備促進を図る。	A						
	国際的な海上輸送拠点の整備	国際化や国際海上物流の増加に対応し、物流の効率化や輸送コストの低減を図るため、国際拠点港湾や国際バルク戦略港湾などにおいて、船舶の大型化や貨物のコンテナ化などに対応した港湾を整備する。	B				A	A	
	国内海上輸送拠点の整備	国内海上輸送における物流の効率化や輸送コストの低減、港湾機能の充実を図るため、貨物のユニット化やターミナル機能の強化などに対応した港湾を整備するほか、災害に強い海上輸送ネットワークの構築を図るため、岸壁の耐震化などにより港湾機能の強化を図る。	B					A	
	高規格幹線道路の整備	人流・物流を道路交通に依存している北海道において、経済活動を支え、地域の交流や発展に寄与する高規格幹線道路の整備を促進する。	A						
	物流ネットワーク形成のための道路網の整備	物流ネットワークの整備のため、高規格幹線道路と一体となった道路網の整備や空港・港湾などの物流拠点へのアクセス道路を整備する。	A						
	苫小牧東部地域など産業拠点の形成に向けた施設の整備	苫小牧東部地域など産業拠点への企業立地を一層推進するための基盤を整備する。	B						
	安全で安心な道路交通環境の整備	通学路の歩道整備をはじめとする交通事故防止対策の実施により、安全な道路交通環境を確保するとともに、「どこでも、誰でも、自由につかひやすく」というユニバーサルデザインの視点に立った歩道整備や、信号機のバリアフリー化などを推進することで、安全・安心な道路交通環境を確保する。	B	A				A	
	災害に備えた安全な道路交通環境の整備	災害時に必要な避難路や緊急輸送道路及びその代替路の整備、危険箇所などの早期解消を図るための防災対策の実施により、安全で確実な交通ネットワークの形成を図る。	A						
	地域の生活環境を支える道路の整備及び保全	生活道路の小規模な道路改良や機能保全のための維持修繕を行う。	B						
	冬期における安全で快適な道路交通の確保	堆雪スペースの確保や地吹雪・雪崩対策など安全で快適な冬期の道路交通を確保する。	A						
冬期も踏まえた歩行空間のバリアフリー化	1年を通じて、バリアフリーな歩行空間を確保するため、平坦な幅の広い歩道などを整備する。	A							
国土保全基盤	洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備	洪水や土砂災害などに備えた河川やダムなどの治水施設の整備、海岸侵食や高潮に備えた海岸施設などを整備する。また、地震による津波対策として防潮堤などを整備するとともに、津波による被害を防止・軽減するため、避難施設の整備などを実施する。	A						
	治山施設の整備	山崩れなどの山地災害の防止のため、治山ダムなどの設置や森林を造成するなど、保安林を整備する。	B	A				A	
	自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と地域防災力の向上	洪水や土砂災害、地震や津波などの自然災害による被害を防止・軽減するため、防災体制の強化に必要な情報通信環境の整備や道民への防災意識の浸透と避難誘導に必要なハザードマップの作成、避難計画の策定、避難訓練などの取組を行う。	A						

区分	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
				道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
教育・文化基盤	公立学校施設の整備	明るく機能的な学習・生活環境を整備するため、老朽化が著しい校舎などを改築するとともに、建物の長寿命化を図るための改修などを行う。	B						
	私立学校の施設整備への支援	私立学校の経営安定と生徒の教育条件の維持向上を図るため、老朽化した校舎の改築などに対する支援を行う。	B						
	住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる体育施設の整備	スポーツの振興を図るため、住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる体育施設を整備する。	C				B	B	
	地域が主体となった大学整備への支援	すぐれた人材を育成するため、地域が主体となった大学整備への支援を行う。	C						
	アイヌ文化の保存振興とアイヌの人たちの生活環境などの整備	アイヌ文化の保存・振興を図るため、アイヌの人たちの暮らしを再現した伝統的生活空間（イオル）を再生整備するとともに、「民族共生の象徴となる空間」を早期に整備する。アイヌの人たちの生活や社会的・経済的地位の向上を図るため、生活館などの整備を促進する。また、アイヌ系農林漁家の経営改善のため、生産基盤や経営近代化施設の整備を推進する。	A						
	北海道における文化の伝承のための場の整備	北海道の歴史・文化を保存・伝承し、また、文化や自然について道内外に発信するための場などを整備する。	C						B

※ 地域優先度が空欄の箇所は、全道優先度と同一とします。

※ ここに示す施策には、維持管理に係るものは対象としていません。

参 考 資 料

1 方針策定の経過等

(1) 策定経過

時 期	事 項
平成24年 11月15日	第24回社会資本整備推進会議 (議題:「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」の見直しについて等)
11月21日	庁内に方針見直し作業部会として、「「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」見直しに係る検討チーム」を設置
11月27日	外部有識者で構成する「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針検討委員会」を設置
12月13日	第1回「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」検討委員会 (議題:方針の見直しについて等)
12月19日~ 平成25年 1月11日	「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」の見直しに係る説明会実施
3月 4日	第2回「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」検討委員会 (議題:方針(原案)について等)
3月15日	第25回社会資本整備推進会議 (議題:方針(原案)について等)
3月18日~ 3月28日	地域意見調査実施(市町村等へ意見照会)
3月18日~ 4月17日	パブリックコメント実施
3月21日~ 4月 5日	関係団体アンケート実施
5月17日	第3回「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」検討委員会 (最終委員会) (議題:方針(案)について等)
5月23日	第26回社会資本整備推進会議 (議題:方針の見直しについて等)
6月27日	「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」改訂

(2)「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」検討委員会委員名簿

(敬称略)

委員名	役職	所属・職名
小磯 修二	委員長	北海道大学公共政策大学院特任教授
高橋 清	副委員長	北見工業大学社会環境工学科教授
木村 克俊	委員	室蘭工業大学大学院工学研究科教授
古屋 温美	〃	室蘭工業大学地域共同研究開発センター准教授
村上 正恵	〃	有限会社メデル総研取締役

ほっかいどう社会資本整備の重点化方針

平成25年 6月改訂
〈平成20年12月策定〉

北海道総合政策部政策局社会資本課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-231-4111 (代表)
E-mail sogo.keikaku1@pref.hokkaido.lg.jp